

チツソからワビ状

新認定患者の十八人

水 俣 病

水俣病新認定患者十八人（熊本留便。

十六人、鹿児島二人）に十日までに、チツソからのわび状が届いた。八日付けの東京の消し印で書

留便。

毛筆を印刷したもので、文面は「このたび貴殿はじめ十八名の方々が、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法にもつき熊本県、鹿児島県よりご認定を受けられた由承りました。弊社といたしましては、今回の認定を受けられました方々のこれまでのご苦勞に對しまして、心からお見舞い申し上げますとともに、水俣病を起しましたことを衷心よりお詫び申し上げます。なお今後のことに

つきましては、今回の新たな環境庁のご通達にもつき、認定に即しまして弊社は誠意をもって一日も早く田満に解決できますよう努力いたす所存でございます。なにとぞ弊社の意のあるところをご諒承下さいますようお願い申し上げます（全文）といふもので、補償については認定の内容によつて異なることを明らかにしてまいら。これに對し患者家族たちは「これだけでは納得しかねる」と言っている。